

許しません、税の滞納

地方自治は税金で成り立っています。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして何よりも、納期内に税金を納付していただいている大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため町では、納付できないのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底的に行っています。

また、宇都宮県税事務所とも協力し、大口滞納事業を担当に引き継ぐなど、滞納を減らす取り組みを強化しています。



納付が遅れる場合は必ず納付相談を

今後、収入や財産があるのに納めない悪質な滞納者には、き然とした態度で滞納処分を執行します。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合は、強制的に滞納者の住居に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「家宅搜索」も行います。

差し押さえた自動車、動産などは、インターネット公売（Yahoo! 官公庁オークション）などを活用して売却しています。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な人は、生活状況などを聞き取ったうえで、今後の納付計画をたてることにより、滞納処分を保留することがあります。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

事情により納付が困難な場合は、そのままにせず、必ず税務課に連絡してください。

滞納したままにすると、損することばかり

税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意思に関係なく、年8・9%の割合で延滞金がかかります（滞納した税金1万円について1日当たり約2・4円の延滞金が発生します）。

税金を納期限までに納めなかった人には、まず督促状を送付します。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、「町は滞納者の財産（給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など）を差し押さえなければならぬ」と地方税法で定められています。

納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うこととなります。

▼問い合わせ先

税務課 納税係
☎ 9121

トマト黄化葉巻病の発生防止にご協力を!!

「トマト黄化葉巻病」は、トマト農家に大きな被害を与える、トマトの重要病害です。現在、トマト生産者、農協等関係機関が一体となつて防除に取り組んでいます。トマト黄化葉巻病を封じ込めるためには、「発病株の処分」と、この病気を媒介する「タバコナジラミ」という小さな虫の防除が最も重要です。



タバコナジラミ
体長 0.8mm

●トマト黄化葉巻病の主な症状

発生初期は、新葉の緑が淡くなり、その後葉が表に巻き、葉脈の間が黄化し、芯が縮む。

●一般農家・家庭菜園栽培者へのごお願い

トマト黄化葉巻病の対処方法
発病株は、すみやかに虫ごと透明のビニール袋に入れ、日光に当てて高温にして虫を死滅させてから、土に埋めるなどして処分してください。また、露地野菜・花きはタバコナジラミの夏期における繁殖源となりますので、畑周辺の雑草を含めて防除をお願いします。家庭菜園の発病トマトは、病気の伝染源となりますので、写真と類似した症状が確認された場合は適切な処理をお願いします。
※果実は食べても問題ありません。



▼問い合わせ先

産業振興課 農産園芸係
JAうつのみや 園芸課
☎ 9138
☎ 028(667)0152

税の滞納Q&A

Q. 納期限が過ぎてしまいました。今持っている納付書で納められますか？

A. 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、納付書裏面に記載の金融機関（コンビニエンスストアは不可）や、町役場で納付することができます。

※納期限を過ぎてから納付する場合には、督促手数料や延滞金に加算されることがあります。

Q. 納税について相談をしたいのですが、仕事があり役場に行けません。

A. 毎月最終日曜日の午前8時30分～正午まで、納税相談窓口を設けています。また電話でも納税相談をお受けします。



自動車差押のタイヤロックをすることも

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
財産調査件数	1,033件	7,297件	6,422件	
差押	一般動産	24件	0件	0件
	給料	3件	1件	0件
	預貯金	7件	14件	7件
	生命保険	0件	0件	0件
	土地	1件	1件	0件
滞納税に充当した金額	6,756,000円	1,005,000円	1,595,000円	

※財産調査件数：平成27年度からは延件数で掲載しています

Q. 滞納額が少額でも差し押さえられるのですか？

A. 滞納に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施し、財産があれば滞納処分（差し押さえ）を行います。

Q. 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられるのですか？

A. 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主的に納付することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いしています。それでも、納付されなかった場合、税の公平を保つために、財産の差し押さえが行われます。

Q. 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を差し押さえられた。個人の財産の調査はプライバシーの侵害にはならないのですか？

A. 税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。

この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

▼問い合わせ先

税務課 納税係

☎5699121

平成30年度の国民年金保険料について

●平成30年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、16,340円(月額)となります。

・6か月分前納する場合…

□座振替 96,930円(1,110円割5)

納付書払い 97,240円(800円割5)

・1年間前納する場合…

□座振替 191,970円(4,110円割5)

納付書払い 192,600円(3,480円割5)

・2年間前納する場合…

□座振替 377,350円(15,650円割5)

納付書払い 378,580円(14,420円割5)

※クレジットカード納付の前納の保険料額は納付書払いと同じ金額になります。

※6か月(4～9月分)・1年及び2年前納の口座振替及びクレジットカードの申込みについては、平成30年2月末が申込期限のため、平成30年度についてはすでに終了しています。納付書払いについては、4月中であれば手続きが出来ます。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎569134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

【花粉症対策】防いでいても、室内にはかなり花粉が侵入しているので掃除をこまめに行いましょう。